

○豊島区環境審議会規則

平成20年3月27日

規則第30号

改正 平成24年10月22日規則第64号

平成27年3月30日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区環境基本条例（平成20年豊島区条例第20号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、豊島区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第20条第4項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 9人以内
- (2) 事業者及び関連団体 9人以内
- (3) 区民 5人以内
- (4) 区職員 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めることは、この限りでない。

(専門部会)

第8条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議録の作成保存)

第9条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第10条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。

(平24規則64・一部改正)

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境清掃部環境政策課長において処理する。

(平24規則64・平27規則25・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月22日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第25号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。